

訴追請求状

平成 29 年 月 日

裁判官訴追委員会御中

〒 -

(住所)

(^{よりがな}氏名)

印

(電話番号)

下記の裁判官について、弾劾による罷免の事由があると思われるので、罷免の訴追を求めます。

記

1 罷免の訴追を求める裁判官

(所属裁判所)

裁判所

(氏名)

裁判官

2 該当裁判官が担当した該当事件の表示

裁判所 平成 年 () 第 号

事件

申立人

申立人代理人

相手方

相手方代理人

審判日 平成 年 月 日

主文

3 訴追請求の理由

裁判官は、同居中の夫婦間で行われた一方親による子の奪取に端を発した該当事件において、偽計を用いた子の連れ去りに対しての親権濫用を何ら問題とせず、親権侵害と悪意の遺棄の被害を受けている親から、正当な親権はく奪事由無く、親権行使の権利を奪う審判を下し、離婚後単独親権獲得の為の「継続性の原則」を作り上げた。

これにより、未成年者は正当な理由なく、従前の生活と愛着対象である片親とその親族との関わりを奪われることになった。

主文において正当な理由とされているのは、子の奪取を活用する離婚弁護士らの常套手段である遺棄した被害者への誹謗中傷や人格否定攻撃を採用したに過ぎずない。子を連れ去られた被害親への2次被害である精神的暴力を手続きで行わせ同調したのが実態である。親権はく奪理由に該当しないことは明らかである。

連れ去りを未成年者略取誘拐とせず、連れ戻しを未成年者略取誘拐とする警察の運用と、連れ去り引き離し後の実効支配の継続性により監護権者判断をする裁判所の運用は、それを悪用する弁護士らの常套手段となる社会問題となっている。

国会では、過去幾度と無く、「連れ去り得」や「継続性の原則」について質問されても、その存在が否定される答弁が繰り返されているが、実際には、連れ去り継続性の原則を有効に判断し、更なる被害親子が発生することを教唆弁護士らに動機づけている裁判官が居るのが現実である。

児童の権利条約に違反し、子と親の関係を奪う児童虐待であり、批准した国際条約を順守しない憲法違反である。

このような審判を下す裁判官が、その職権を行使し続けることは、今後も弁護士らに子の連れ去りビジネスを動機づけるものであり、被害親子が量産される為、相応しく無いことは明らかである。

よって、該当裁判官の罷免の訴追を求める。

以上